



遺言執行報酬に関する約定書 (身元保証)



< 遺言執行報酬一覧 >

下記の一覧表をもとに、執行対象財産額に下記の率を乗じた額の合計額を遺言執行報酬とする。なお、案件ごとの特性に関する事項は、裏面の補足事項にて記載するものとする。

相続財産総額	遺言執行案件ごとの特性		
	紛争なし	相続税申告あり	紛争性あり
100 万円未満	300,000 円 (税込 330,000 円)	300,000 円 (税込 330,000 円)	300,000 円 (税込 330,000 円)
100 万円超 300 万円以下	500,000 円 (税込 550,000 円)	500,000 円 (税込 550,000 円)	500,000 円 (税込 550,000 円)
300 万円超 3000 万円以下	5.0% (税込 5.5%)	6.0% (税込 6.6%)	7.0% (税込 7.7%)
3000 万円超 1 億円以下	4.0% (税込 4.4%)	5.0% (税込 5.5%)	6.0% (税込 6.6%)
1 億円超 2 億円以下	3.0% (税込 3.3%)	4.0% (税込 4.4%)	5.0% (税込 5.5%)
2 億円超 3 億円以下	2.0% (税込 2.2%)	3.0% (税込 3.3%)	4.0% (税込 4.4%)
3 億円超	1.0% (税込 1.1%)	2.0% (税込 2.2%)	3.0% (税込 3.3%)

遺言執行報酬は、相続財産の総額に、上記の率を乗じた額の合計額を遺言執行報酬とする。なお、案件ごとの特性に関する事項は、裏面の補足事項にて記載するものとする。

遺言執行報酬に関する約定書の説明を受け、内容について了解いたしました。

年 月 日

ご署名

印





遺言執行報酬に関する補足事項



1. 遺言執行業務について

● 法令順守

遺言執行者は、法令を守り、誠実にその使命を果たします。また、遺言執行時において紛争性がある場合でも、遺言者の意思を尊重し、遺言内容を実現します。

● 執行報酬の計算

遺言執行報酬の基準となる遺産総額の計算は、「相続税申告なし」の場合、不動産評価を固定資産評価額で行うものとします。また「相続税申告あり」の場合、不動産評価を含めた各種財産評価を相続税申告評価にて行います。この際の遺産総額の計算において、負債や相続税申告上の控除は適用しないものとします。

● 遺言執行の対象

不動産は、相続開始とともに相続人の共有財産となります。これを遺言書にて指定された割合で、間違いなく法務局に登記申請を行い、遺言書の記載のように名義変更を行う場合、法律上、司法書士の職務を通じて実現する形になります。

※本件における不動産登記申請の報酬、登録免許税、その他実費は別途、司法書士からのご案内となります。

2. 案件ごとの特性について

● 「相続税申告あり」となる事案

当該案件において相続税申告の必要がある場合、「相続税申告あり」の基準にて報酬を計算いたします。この場合、相続税申告に必要な書類収集の代行も本件業務を通じてお手伝いいたします。

※なお相続税申告は税務となり、法律上、税理士の職務領域となります。相続税申告にかかる報酬や税金などは、協力先の税理士を通じてご案内いたします。

※書類収集の範囲は、行政機関、金融機関が対象となります。

● 「紛争性あり」となる事案

当該案件において、下記に該当する場合には「紛争性あり」の基準にて報酬を計算いたします。

- ・ 相続人間や受遺者間に、寄与分や特別受益などの主張、あるいは遺留分権利者との間で遺留分評価額に関する意見の相違があり、遺言執行開始時より6カ月を経過しても方針がまとまらない場合
- ・ 相続人や受遺者が遺産分割調停や遺言無効訴訟等、なんらかの裁判手続を提起した場合
- ・ 相続人や受遺者が上記のような目的で代理人弁護士を選任した場合

3. 報酬の受領

● 受領の時期

遺言執行業務の完了時、または遺言執行開始時より10ヶ月を経過したときのいずれか早い時期に相続財産より報酬を受領いたします。なお、相続人間や受遺者間の調整、その他、特別な事情により、遺言執行業務が名義変更を除いて終了している場合で、かつ遺言執行開始より1年が経過している場合においては、遺言執行報酬の80%相当額を相続財産から先に受領させていただきます。その後、遺言執行業務の終了時に、残金と実費相当を受領いたします。

● 日当の請求

いかなる場合においても、相続人間や受遺者間の調整、その他、特別な事情により、相続開始から10ヶ月を経過しても、遺言執行業務を完了できない場合には、10ヶ月経過後の協議や打ち合わせについては、1時間1.1万円の日当を計上し、業務終了時に報酬・実費とともに受領いたします。

4. その他

● 掛かりつけ法律家サポートの割引

掛かりつけ法律家サポートに申込みいただいたお客様を対象に、報酬の10%相当（最大、4.4万円）を報酬から割引いたします。

